

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定により，京都市森林整備計画を策定したので，同法第10条の5第10項の規定に基づき下記の場所において縦覧に供します。

なお，策定した計画は，平成30年4月1日からその効力が生じます。

平成30年4月18日

京都市長 門川 大作

縦覧場所

- 1 京都市中京区寺町御池通上る上本能寺前町488番地
京都市役所内
産業観光局農林振興室林業振興課
- 2 京都市右京区京北周山町上寺田1-1
京北合同庁舎内
京都市産業観光局京北農林業振興センター

(産業観光局農林振興室林業振興課)